

## 『協力雇用主研修会』実施

令和3年2月9日(火)14時から兵庫県民会館にて「協力雇用主研修会」を開催しました。

協力雇用主12社が参加し、神戸保護観察所から清瀬観察官に参加して頂き、講師として神戸職業安定所専門援助第2部門 北政幸氏による「ハローワークでの求人及び手続きについて」の講演をして頂きました。

本研修の目的は

- 1 更生保護就労支援の理解促進及び雇用の拡大
- 2 協力雇用主の受け入れ態勢をはじめとする強化を図る

の2点でありました。講演では就労支援対象者専用求人担当の紹介を中心に採用手続き等の説明を頂き、続いて参加者による意見交換が行われました。

テーマは「保護観察対象者の雇用全般に向けて」について活発に意見が出され、代表的な意見としては

- どの矯正施設にどんな人がいるのかを知りたい。
- 採用にあたって犯罪歴を教えて欲しい。
- 求人を保護司に依頼しても良いか。
- 障害者を受け入れているが、採用するにはどうすれば良いか。
- 満期になった時の対応について。

以上のような質問に対して観察官並びに就労支援事業者機構の事業所長から参考意見が述べられました。

今回の企画に参加された協力雇用主からは、「本音の話が出来て大変参考になった。」とのありがたい言葉を頂き、今後も多数の協力雇用主の方々に参加して頂くように研修会を継続して行きます。

## 兵庫県就労支援事業者機構からのお願い

保護司の皆様へ、受持ち対象者が未就労の場合、ご遠慮なく兵庫県就労支援事業者機構にご連絡下さい。

- ご連絡を受け、就労支援員がハローワークまで対象者をお連れします。
- 対象者が希望する雇用主の元まで就労支援員が同行し、面接に立ち合います。
- 対象者を帯同して来訪(当機構)していただければ、経験豊富な就労支援員があらゆる相談に乗ります。(保護観察中の少年、執行猶予中の人、仮釈放中の人：身体や精神に障害のある人、高齢の人など)

当機構は、対象者への就労支援を通じて、一人でも多くの人に仕事をする喜びを体験していただき、保護司の皆様と共に、再犯を防止することで、明るく平和な社会を築いていきたいと考えております。

特定非営利活動法人 兵庫県就労支援事業者機構 事業所長 茶野 佑吉  
〒651-0093 神戸市中央区二宮町4-7-6 NSビル301  
TEL 078-855-6252

この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

# 更生保護就労支援だより

## 兵庫県就労支援事業者機構



発行 特定非営利活動法人  
兵庫県就労支援事業者機構  
〒651-0093 神戸市中央区二宮町  
4-7-6 NSビル3階301  
TEL: 078-855-6252  
E-mail: [hssjk.center@gmail.com](mailto:hssjk.center@gmail.com)

つながり、続くこと  
～これからの就労支援に期待すること～



元：神戸保護観察所 次長

現：富山保護観察所 所長 安藤 康

兵庫県就労支援事業者機構の会員の皆様、また、協力雇用主の皆様におかれましては、罪を犯した人の立ち直りに多大なる御理解と御支援をいただき、誠にありがとうございます。

昨年は新型コロナウイルス感染症により社会・経済活動が大きな制約を受け、現在もその収束が見通せないため、言葉にできないような不安が社会を覆っているように感じられます。このような状況下にあっても保護観察対象者等の就職支援等に御尽力いただいていることに深く敬意を表します。

さて、平成18年に法務省と厚生労働省が就労支援で連携するまでは、保護観察対象者等が仕事に就くことを支援する方法が限られていましたが、就労支援制度が導入されてからは、身元保証制度、ハローワークと保護観察所の連携の強化、協力雇用主に対する就労奨励金制度、また、就労支援事業者機構と更生保護就労支援事業所が立ち上げられるなど、年を追って保護観察対象者等の就職を支援する制度が拡充され、その運用も軌道に乗ってきていると感じています。

しかし、実務の中では、保護観察対象者等が就職したものの、その職場に定着できず、早い者では1月と経たずに辞めていくなど、短期間に離職する者が多いのが実感でした。

このような中、令和2年度から更生保護就労支援事業所の業務に職場定着支援事業が導入されました。保護観察対象者等が就職した後に、就労支援事業所の相談員が仕事や職場の悩み相談にのっていくというものです。前科や前歴があることで相談相手の少ない保護観察対象者等にとって、保護観察官や保護司以外に相談相手ができたことは大きな前進ではないでしょうか。

また、これからの更生保護にとって大きな柱の一つになっていくと考えられるが、満期釈放等への支援です。今までは、「居場所と出番」の確保に力を入れ刑務所を仮釈放により出所する者を増やすことで再犯を防ぐ取組をしてきましたが、令和元年12月に犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～」にあるように、今後は満期釈放者等を含めた息の長い支援をしていくことになると思います。その取組においても、就労支援による「出番」の確保や、その後の職場定着支援は更生保護を支える太い柱であり続けると思います。

今後も、罪を犯した人の立ち直りに就労支援に関わる皆様の御理解と御協力が必要ですので、何卒よろしく願いいたします。

## 刑務所出所者等就労支援奨励金の支給について

協力雇用主の中には「奨励金が欲しくて雇用してるわけじゃない。」と仰ってくださる方もおられますが、奨励金制度が就労支援の重要な土台となっていることも事実です。そして平成27年に国の奨励金制度が導入される3年前に兵庫県が協力雇用主に人件費等を支援する制度を設けたことは、全国で初めて保護観察対象者等の就労支援について予算を編成した地方公共団体として大きく評価されています(H29版犯罪白書)。

【国の制度】 《注意》支援期間は、就労開始から保護観察(又は更生緊急保護)期間終了迄で、最長1年です。

Aコース(年間最大72万円支給)

<支給要件>

- 協力雇用主
- 保護観察等の期間中
- 1年以上の雇用契約
- 勤務時間週30時間以上
- 矯正施設在所中から調整
- 出所後1か月以内に勤務開始

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
就労・職場定着奨励金						就労継続奨励金			就労継続奨励金		
毎月上限8万円						7か月目から3月継続			10か月目から3月継続		
6か月間の上限48万円						3か月間の上限12万円			3か月間の上限12万円		
(毎月支給)						(3か月に1回支給)			(3か月に1回支給)		

Bコース(年間最大42万円支給)

- 協力雇用主
- 保護観察等の期間中
- 雇用契約

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
就労・職場定着奨励金			就労・職場定着奨励金			就労継続奨励金			就労継続奨励金		
毎月上限2万円			毎月上限4万円			7か月目から3月継続			10か月目から3月継続		
3か月間の上限6万円			3か月間の上限12万円			3か月間の上限12万円			3か月間の上限12万円		
(毎月支給)			(毎月支給)			(3か月に1回支給)			(3か月に1回支給)		

※ 奨励金の支給を受けるには、毎月「就労状況等報告書」を保護観察所に提出する必要があります。奨励金の額は出勤日に応じて支給されますが、出勤に至らない場合でも出勤するように御指導いただいたような場合には、同報告書の指導欄に記載していただければ勤務した日と同等の評価がなされ、また、同報告書を保護観察所に提出する際には、出勤簿又はタイムカード等の勤務したことを証明する書面の写しを必ず添付していただくことが必要となります。

【兵庫県の制度】

兵庫県補助金

<補助対象者>

- 雇用開始後4か月の給与及び研修に関わる費用(最大32万円支給)

<支給要件>

- 国の奨励金を受けている協力雇用主又はコレワークを通じて雇用した雇用主
- 一協力雇用主あたりの補助金額は、原則1名(32万円)までとなります。

1月目	2月目	3月目	4月目
毎月上限8万円			
(給与7万円/月 +研修費1万円/月)			
4か月間の合計32万円			

## 「就労の確保と長期雇用」

就労支援員 高見 増雄

はじめに

私は、平成20年3月に刑務官を定年退職ののち、更生保護施設に勤務後「兵庫県就労支援事業者機構就労支援員」に採用となり丸3年が過ぎました。

私の支援員としての基本的な考えは「今が花、未来を悩むな、過去を悔やむな。」です。簡単に言えば、不必要に未来を悩んで前に進めなかったり、過去を悔やんで自暴自棄になって心を閉ざしたりせず、この今の瞬間を一所懸命に生きるということです。

1 うまくいった事例

たまたま隣のアパートに住んでいる女性に片思いして、ストーカー行為を繰り返したり、食堂の女性店員がいつも笑顔で対応してくれることから、自分に気があるのではないかと勘違いするなど、精神面での幼稚さ・不安定感が認められ、仕事においても人間関係と精神面の問題で、数か月で離職を繰り返した対象者でしたが、自分の希望していた仕事(クリーニング)に就職できたこともあり、今を一所懸命に大切に生きることを口を酸っぱくアドバイスしたりしているうち、少しは理解でき精神的にも落ち着いて会社の同僚とのコミュニケーションを取れるようになり、今までの最長の約8月間も就労継続しており、本人は現在でも頑張っています。

2 うまくいかなかった事例

枚挙にいとまがないほど多数あります。中でも、対象者に今のこの時を大切にとアドバイスするものの、分かったように返事をするが、2日~3日ほどで「無断遅刻・無断欠勤、社長から預かった携帯で買物三昧(社長が支払)、借上げアパート無断退寮、前借したまま行方不明、現場で口論そのまま帰ってくる。」などが挙げられます。

しかしながら、対象者が反省し、就労意欲があれば、再雇用も厭わない協力雇用主が数多くあり、何度でも対象者に寄り添い、更生復帰のため就労支援していただいていることに、心から頭が下がる思いです。

3 まとめ

最後に、平成29年12月15日に「再犯の防止等の推進に関する法律」が交付・施行されました。

この法律の目的は、ご存じのように国を挙げての取組となり、国民の理解と協力を得つつ、罪を犯した者等の円滑な社会復帰を促進すること等により再犯防止に寄与するだけでなく、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するとされています。

そのために最重要とされるのが、就労の確保と長期雇用です。保護観察終了時に無職者の再犯率は有職者の3倍、矯正施設再入所の約7割は再犯時に無職とされています。

兵庫県就労支援事業者機構においても、民間の力を結集し、息の長い支援活動を促進し、新たな挑戦を行い、前述の事項にとらわれず、広範囲に新たな取組みを検討し、積極的な導入を心がけながら、職員一同、一致協力し少しでも「再犯防止・更生復帰」に寄与できるよう頑張っています。

## 就労支援の主役は、協力雇用主!

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL: 078-351-4004



兵庫県マスコットはばタン・更生ペンギンのホゴちゃん